

# 筑豊糖尿病懇話会 規約

平成28年6月14日現在

## 1、名称

本会は『筑豊糖尿病懇話会』という。

## 2、目的

本会は、筑豊地区で糖尿病が広く社会一般に理解されることにより患者及びそのご家族の方の生活の質の向上に寄与する。また、糖尿病を専門としている医師やそれを目指している医師及び医療従事者を主たる対象に、知識と普及、学問水準、臨床レベルの向上に貢献することを目的とする。

## 3、会員

糖尿病の臨床に興味を持ち、会の趣旨に賛同する医師および医療従事者等。

## 4、世話人

- 1) 本会に世話人会を設け、代表世話人と世話人を置く。
- 2) 世話人等の選任については、世話人会で討議する。

## 5、本会総会の開催

定例開催日を毎年6月の第2火曜日とする。

## 6、本会世話人会の開催

定例開催日を毎年1月の第3火曜日とする。

代表世話人の要請により臨時の世話人会を開催できる。

## 7、事務局

円滑な運営を図るために事務局を済生会飯塚嘉穂病院に置く。

## 8、活動

- A) 筑豊地区の糖尿病啓発活動をサポートする。
- B) 学術集会  
「筑豊糖尿病懇話会」勉強会の開催（年2回）  
懇話会のメンバーが順番制で担当する。
- C) 筑豊糖尿病療養指導士会及び筑豊糖尿病患者会と連携しサポートする。
- D) 日本糖尿病協会福岡県支部と連携する。
- E) その他、会の趣旨に沿うこと
  - 1) 学会発表・医学雑誌投稿  
当研究会にて実施した研究発表は、会を代表して発表する。
  - 2) 研究成果の会員への報告
  - 3) その他

## 9、運営

- 1) 本会の運営方法は世話人会にて決定する。
- 2) 本会の運営の事務は事務局にて行う。
- 3) 本会はその運営にあたり、必要に応じて共催を募ることが出来る。

## 10、会計

本会に会計幹事（あそう内科医院）を置く。

## 11、規約改正

本規約は世話人会にて協議し改正することができる。

本規約は、平成28年6月14日より実施する。